

令和6年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業 実施業務委託仕様書

1. 業務名

令和6年度奥大和アウトドア・スポーツツーリズム推進事業実施業務

2. 事業目的

近畿最高峰の山々や、美しい川など、豊かな自然を抱える奥大和地域はスポーツ資源の宝庫である。自然環境を活かした、トレイルランニングやヒルクライム、トレッキング等のスポーツ資源や、キャニオニングやラフティング等のアウトドアアクティビティなど、様々なコンテンツが各地に存在し、「スポーツ」と「旅行」を組み合わせたスポーツツーリズムやアドベンチャーツーリズムとの親和性が高い土地である。

豊かな資源がある一方で、奥大和地域が一体となってアウトドア・スポーツツーリズムを推進するという体制が整っていないのが現状である。

本事業においては、奥大和地域を「森と山が育んだネイチャーフィールド」としてブランディングを行い、アウトドア・スポーツツーリズムの「穴場」から「先進地」へと引き上げるためのロードマップの策定や、パイロット事例となるモデル事業を実施し、奥大和というフィールドが一体的にアウトドア・スポーツツーリズムを推進するための土台づくりを行う。

<事業エリア>

奈良県南部・東部の19市町村（別紙1）

<ターゲット>

コンテンツを以下3つの類型に分け、それぞれに応じたターゲットを設定

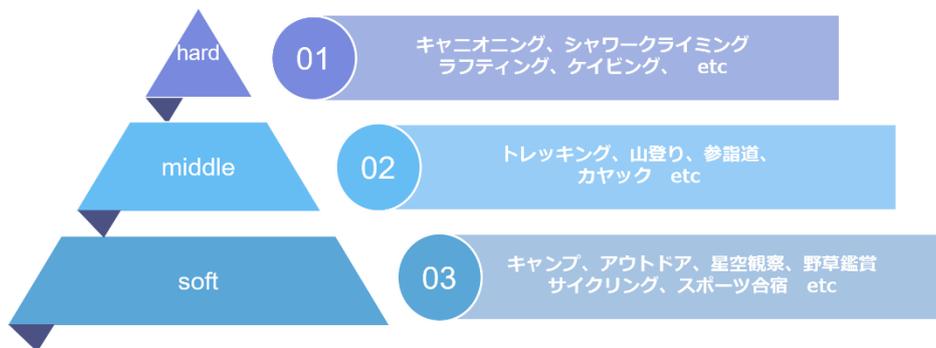


図1 コンテンツに応じた類型例

3. 委託期間

契約締結の日から令和7年3月24日まで

4. 業務内容

(1) 国内外におけるアウトドア・スポーツツーリズムの動向やニーズ調査及び分析

- ・ 国内外におけるアウトドア・スポーツツーリズムの動向やニーズについて調査・分析を行う。
- ・ 国内外のアウトドア・スポーツツーリズム先進地の取組事例の調査・取りまとめを行う。
- ・ 分析にあたっては、奥大和を「森と山が育んだネイチャーフィールド」としてブランディングしていく上で、如何に他の地域との差別化を図るか、という視点を必ず盛り込むこと。
- ・ 先進地視察について、視察先候補のリストアップ、訪問先手配、現地での関係者とのブリーフィング等の手配を行うこと。

(2) アウトドア・スポーツ資源の洗い出し調査

- ・ 奥大和各地域に存在するアウトドア・スポーツ資源（コンテンツだけではなくスポーツ施設等ハードも含む）を洗い出しの上、それらのコンテンツを図1の類型例に即した形で類型を設定する。
- ・ 設定した類型（又はコンテンツ）ごとに専門家（コーディネーター、アドバイザー等）を配置し、専門家の視点によりコンテンツのポテンシャルや活用可能性等の評価を行うこと。また、必要に応じてその時点でコンテンツの類型見直しを行うこと。
- ・ 洗い出しは現地訪問、関係者・役場等へのヒアリングによること。

(3) ロードマップの策定

- ・ 奥大和地域を「森と山が育んだネイチャーフィールド」としてブランディングを行い、アウトドア・スポーツツーリズムの「穴場」から「先進地」へと引き上げるための五カ年のロードマップを策定すること。ロードマップへの記載例は次のとおりとする。
 - ① 各類型、各コンテンツの国内外ペルソナ設定
 - ② 洗い出しを行ったコンテンツにかかる磨き上げの手法
 - ③ スポーツイベントの企画、開催・誘致の計画
 - ④ 奥大和への誘客するためのコンテンツの商品化にかかる計画（BtoB及びBtoC）
 - ⑤ 受入体制の整備にかかる事項（ガイドの育成・配置、地域間連携 etc）
 - ⑥ 各ペルソナに的確に訴求するプロモーション計画
 - ⑦ スポーツ合宿やアウトドアスポーツ団体宿泊等の誘致にかかる戦略
 - ⑧ 上記の実行にかかる概算コストの算出

(4) モデル事業の実施

- ・ 奥大和地域においてアウトドア・スポーツツーリズムを推進していくにあたってのパイロット事例となるようなモデル事業を実施すること。
- ・ モデル事業の実施にあたっては、アスリートやアウトドアアクティビティ分野での著名人を起用することや、県内に拠点を持つアウトドアブランドとの連携を図るなど、話題性を高める工夫を行うこと。なお、事業の実施にあたっては県と協議の上、連携先を決定すること。
- ・ モデル事業は次のカテゴリー毎に実施すること。
 - ① 奥大和地域の広域周遊促進にかかる事業
 - ・ 奥大和各地域に点在するコンテンツを線で結び、奥大和というフィールド全体でアウトドア・スポーツコンテンツを楽しむことができる土壌を整え、奥大和地域での広域周遊を促進するような事業を提案すること。
 - ② 人材育成にかかる事業
 - ・ 奥大和全域の課題であるプレイヤー不足を解消するため、カヤックやラフティングなどのパドルスポーツやトレッキング、サイクリングなどのガイド等、観光人材を育成するための事業を提案すること。
 - ③ 奥大和でのアウトドア・スポーツツーリズムの需要拡大戦略としての二次交通強化に関する事業
 - ・ 公共交通機関が整備されていない奥大和地域において、アウトドア・スポーツツーリズムを推進するにあたり、交通インフラとの連携にかかる事業を提案すること。
 - ④ 奥大和でのアウトドア・スポーツツーリズム推進にかかるプロモーション事業
 - ・ 各ペルソナに確実に訴求するプロモーション事業を提案すること。
 - ・ プロモーション事業においては、奥大和地域を「森と山が育んだネイチャーフィールド」としてブランディングを行うこと。
 - ⑤ その他
 - ・ 上記カテゴリーによらず、奥大和地域でアウトドア・スポーツツーリズムを推進していくにあたり有効であると思われる事業について提案を行うこと。

(5) 業務実施報告書の作成

- ・ 各業務の実施概要、記録写真等について取りまとめ、報告書を作成すること。
- ・ 報告書については、外部への説明等に活用するため、原則 Microsoft Office

を使用し、編集可能な形で提出すること。

- ・ 報告書の作成にあたっては、権利関係の処理は受託者の責任において行うこと。

5. 執行体制

受託者は、主担当者、副担当者を明確にし、業務内容を常に複数の者が把握し、県からの問い合わせについて常に対処可能な体制を取ること。

6. 留意事項

(1) 一括再委託の禁止

- ① 受託者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- ② ただし、本業務を効率的に遂行するにあたり、必要と思われる業務の一部（主たる部分を除く）を第三者に委託しようとするときは、あらかじめ本県に申請の上、承認を得なければならない。
- ③ 受託者は、業務の一部を再委託する場合は、再委託先の行為について全ての責任を負うこととする。

(2) その他

- ① 本業務を円滑に遂行するため、定期的に県と打ち合わせを実施し、本業務の進捗状況を適宜県に報告する等、県との連絡調整を十分に図ること。また、県との打ち合わせの際には、その内容を議事録に記録し、打ち合わせ終了後速やかに県に提出すること。
- ② 受託者は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）に基づき、別紙2を遵守すること。
- ③ 本業務を遂行するにあたり、個人情報を取扱う際には、別紙3「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ④ 本業務を遂行するにあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に別紙4「情報セキュリティにかかる特記事項」について留意すること。
- ⑤ 本事業の実施にあたっては、関係法令を遵守すること。
- ⑥ 本仕様書に定めのない事項や疑義が生じた場合は、県と協議のうえ対処するものとする。

奥大和地域（奈良県南部・東部 19 市町村）



南部地域 五條市、吉野郡（吉野町、大淀町、下市町、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村）、御所市、高市郡（高取町、明日香村）

東部地域 宇陀市、山辺郡（山添村）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受注しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受注すること。

1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。

2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。

ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。

イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。

エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。

オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(特定個人情報等の持ち出しの禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た特定個人情報等を事業所内から持ち出してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督及び教育)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行うとともに、関係法令、内部規程等についての教育を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託における条件)

第9 乙は、甲の許諾を得た場合に限り、この契約による事務の全部又は一部を第三者に再委託をすることができる。

(資料等の返還等)

第10 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(特定個人情報等を取り扱う従業者の明確化)

第11 乙は、その従業者に特定個人情報等を取り扱わせるに当たっては、必要最小限の従業者に限るとともに、特定個人情報等を取り扱う従業者及びその取り扱う特定個人情報の範囲を明確にするものとする。

(取扱状況等についての指示等)

第12 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況及びこの契約の遵守状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は実地の調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、個人情報の漏えい等その他のこの契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、必要な調査、再発防止のための措置等について甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

注1 「甲」は「奈良県」を、「乙」は「受託者」をいう。

情報セキュリティに係る特記事項

業務委託の履行にあたり、奈良県情報セキュリティポリシーを遵守すること。特に下記の事項については留意すること。

記

(情報へのアクセス範囲等)

第1 取り扱う情報の種類、範囲及びアクセス方法を明確にすること(どの情報をどこに保存しているか、誰がどのようにアクセスできるのか明示すること)

(再委託先の情報セキュリティ)

第2 再委託する場合は、元請けと同等以上の情報セキュリティ対策が確保されていることを明示すること

(情報セキュリティ事故発生時の対応)

第3 情報セキュリティ事故またはそのおそれを覚知した場合は、直ちに発注者側担当者に連絡するとともに、発注者と連携して迅速な対応を行うこと

(電子メール利用時の遵守事項)

第4 インターネットメール送信時には、特に以下の点に留意すること

- ・送信先メールアドレスに間違いがないか十分に確認すること
- ・外部の複数の宛先にメールを送信する場合は、BCCで送信すること
- ・機微な情報を送信するときは暗号化すること

(郵便等利用時の遵守事項)

第5 郵便やファックスを送信する場合は、送り先や内容に間違いがないよう複数人で確認すること

(コンピュータウイルス等の不正プログラム対策)

第6 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等にはウイルス対策ソフトを導入するとともに、不正アクセスがないか監視すること

2 奈良県の情報を取り扱うサーバーや端末等で使用するOSやソフトウェアは、常に最新の状態に保つこと

(情報の持ち出し管理)

第7 仕様書等で定める場合を除き、奈良県の情報を外部記録媒体等で持ち出しすることを禁止すること

(契約満了時のデータ消去)

第8 契約満了後、特記ある場合を除き、委託先端末等に保存されている個人情報等は完全に消去の上、消去証明書を提出すること

(準拠法・裁判管轄)

第9 データセンターを利用する場合、データセンターが国内の法令及び裁判管轄が適用される場所にあること

(契約満了時のアカウント削除)

第10 クラウドサービス等でその利用を終了する場合、アカウントが正式に削除・返却されたことを明示すること

(サービスの設定)

第11 発注者または受注者が公開設定のあるサービスを利用する場合、適切に設定されているか確認すること